f　自金融機関がオリジネーターかつスポンサーとして関与している証券化取引に係るエクスポージャーについては、ト欄からリ欄までとして「自金融機関がオリジネーター／スポンサー」の欄を新たに設けた上、ト欄を「資産譲渡型証券化取引」、チ欄を「合成型証券化取引」、リ欄を「小計」とし、原資産の種類ごとにエクスポージャーの額を記載すること。この場合において、「自金融機関が投資家」の欄はヌ欄からヲ欄までとするものとする。

g　ト欄からリ欄まで（ｆの場合においてはヌ欄からヲ欄まで）には、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る証券化エクスポージャーの額を記載すること。

h　合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

i　再証券化に関連する全ての証券化エクスポージャーは、項番11「再証券化」の項に記載し、それ以外の項に記載しないこと。

j　項番２から項番４まで及び項番７から項番10までの項の各項目は、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーの取引内容をより適切に表すことができる場合には、修正することができる。

k　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

l　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第二十四面）

（単位：百万円）

ＳＥＣ３：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ
		合計	資産譲渡型証券化取引（小計）	証券化			再証券化			合成型証券化取引（小計）	証券化			再証券化		
					裏付けとなるリテール	ホールセール		シニア	非シニア			裏付けとなるリテール	ホールセール		シニア	非シニア
	エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）															
1	20％以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
2	20％超50％以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
3	50％超100％以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
4	100％超1250％未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
5	1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
	エクスポージャーの額（算出方法別）															
6	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー															
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー															
8	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー															
9	連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															